

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年6月25日付.保医発0625第3号.令和2年6月25日適用)及び厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年6月30日付.保医発0630第2号.令和2年7月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎ 測定方法及び保険適用範囲が追加された検査項目
(令和2年6月25日適用)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2抗原検出	600点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、600点を算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記の点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記の点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発 0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記の点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※化学発光酵素免疫測定法(定量)の追加承認とともに、下線部が追加されました。

●弊社受託未定

裏面に続きます

◎ 新たに保険収載された検査項目(令和2年7月1日適用)

項目名	保険点数	区分
抗リン脂質抗体検査 (抗カルジオリピンIgG/IgM抗体、 及び抗β ₂ グリコプロテインI IgG/ IgM抗体の測定)	696点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β₂グリコプロテインI抗体の測定を行った場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

イ 本検査、「25」抗カルジオリピンβ₂グリコプロテインI複合体抗体及び「27」抗カルジオリピン抗体のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

●弊社受託検討中

◎ 新たに測定方法が追加された検査項目(令和2年7月1日適用)

項目名	保険点数	区分
オートタキシン	194点	区分番号「D007」 血液化学検査 (生化学的検査(I))

ア オートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

イ (略)

※下線の測定方法が追加されました。

●新規測定方法については弊社受託未定

なお、弊社のオートタキシンとしては、EIA法(依頼コード No.13160)を受託中ですので、ご利用ください。

項目名	保険点数	区分
HCV核酸定量	437点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

ア HCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ (略)

※下線の測定方法が追加されました。

●新規測定方法については弊社受託未定

なお、弊社のHCV核酸定量としては、PCR法(リアルタイムPCR法)(依頼コード No.05147)を受託中ですので、ご利用ください。